

## 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 31 年 10 月 5 日  
条例第 166 号

改正	昭和 33 年 4 月 5 日 条例第 1 号	昭和 36 年 4 月 5 日 条例第 6 号
	昭和 37 年 10 月 8 日 条例第 14 号	昭和 38 年 11 月 20 日 条例第 18 号
	昭和 39 年 8 月 1 日 条例第 35 号	昭和 42 年 10 月 12 日 条例第 30 号
	昭和 43 年 6 月 18 日 条例第 21 号	昭和 43 年 9 月 24 日 条例第 29 号
	昭和 45 年 3 月 30 日 条例第 5 号	昭和 45 年 12 月 21 日 条例第 33 号
	昭和 46 年 3 月 18 日 条例第 2 号	昭和 47 年 12 月 21 日 条例第 26 号
	昭和 48 年 3 月 31 日 条例第 16 号	昭和 49 年 5 月 28 日 条例第 14 号
	昭和 49 年 11 月 13 日 条例第 33 号	昭和 52 年 7 月 16 日 条例第 24 号
	昭和 55 年 3 月 29 日 条例第 4 号	昭和 57 年 5 月 18 日 条例第 12 号
	昭和 60 年 7 月 6 日 条例第 23 号	昭和 63 年 7 月 2 日 条例第 18 号
	平成 3 年 7 月 2 日 条例第 18 号	平成 3 年 9 月 27 日 条例第 22 号
	平成 5 年 12 月 24 日 条例第 24 号	平成 7 年 6 月 30 日 条例第 12 号
	平成 10 年 3 月 30 日 条例第 2 号	平成 10 年 9 月 28 日 条例第 27 号
	平成 11 年 12 月 24 日 条例第 23 号	平成 12 年 3 月 31 日 条例第 15 号
	平成 13 年 3 月 30 日 条例第 10 号	平成 15 年 3 月 24 日 条例第 2 号
	平成 15 年 12 月 22 日 条例第 28 号	平成 18 年 3 月 31 日 条例第 23 号
	平成 23 年 3 月 25 日 条例第 6 号	平成 23 年 9 月 30 日 条例第 19 号
	平成 25 年 3 月 28 日 条例第 1 号	平成 25 年 3 月 28 日 条例第 6 号

## 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

**第1条** 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員、消防団員並びに[八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例（平成 23 年八尾市条例第 6 号）](#)**第2条** 第 1 号の嘱託員及び同条第 2 号の非常勤嘱託職員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、[別表](#)のとおりとし、その支給方法については、[八尾市職員給与条例](#)（昭和 23 年八尾市条例第 32 号）の規定を準用する。

2 市の常勤の職員が特別職の職員の職を兼ねる場合においては、その兼ねる職に対する報酬は、支給しない。ただし、任命権者の承認があつた場合は、この限りでない。

**第2条** 特別職の職員が公務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、[八尾市職員旅費条例](#)（昭和 27 年八尾市条例第 127 号）の規定を準用する。

**第3条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

## 別表(第1条関係)

## 特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区分		報酬額	
八尾市総合計画審議会委員	学識経験者	日額	21,000 円
八尾市公民協働手法推進会議委員	その他の委員	日額	8,000 円
八尾市地域拠点あり方検証委員会委員			
八尾市政治倫理審査会委員			
八尾市個人情報保護審議会委員			
八尾市男女共同参画審議会委員			